

報道機関各位

(司法・法曹記者クラブ(東京)、福島・宮城・岩手の各県政記者クラブで投げ込みを行っています)

平成25年7月30日
日本弁護士連合会
日本司法支援センター

被災3県の自治体へ弁護士を派遣

福島県浪江町、宮城県気仙沼市、岩手県山田町へ任期付職員として派遣

日本弁護士連合会・日本司法支援センター(法テラス)及び法務省は、東日本大震災で被害を受けた自治体の復興支援として、地方自治体、弁護士会と協力の上、被災地沿岸部の自治体に弁護士を任期付職員として派遣し、継続的に支援する取組を行っています(本件は、被災自治体での人材確保を推進する総務省施策を活用)。

今回は、日本弁護士連合会から1名、法テラスから2名の弁護士が派遣されます。

◆派遣予定の弁護士の話

福島県浪江町

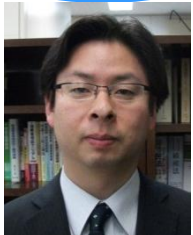


井上 航(いのうえ わたる)(法テラスから)

- ◆派遣期間 平成25年8月1日～平成27年7月31日 ◆現任地：法テラス五島(長崎県)
- ◆配属先：産業・賠償対策課主幹(法務担当)
- ◆所属：長崎県弁護士会(8月1日から第二東京弁護士会)

浪江町では産業・賠償対策課に所属し、まずはADR手続の支援や説明等に従事する予定です。また、今後は後見制度の利用支援や財物賠償の支援などの業務が想定されています。よろしくお願いします。

宮城県気仙沼市



山本 桂史(やまもと けいし)(法テラスから)

- ◆派遣期間 平成25年9月1日～平成27年8月31日 ◆現任地：法テラス山口(山口県)
- ◆配属先 総務課法制主幹 ◆所属：山口県弁護士会(9月1日から第二東京弁護士会)

私は、これまでの4年間山口市で弁護士として勤務しており、法曹として被災地へ直接的な支援に携わる機会がありませんでした。このたびの気仙沼市への赴任は、被災地への支援に携わる良い機会と考えております。

また、弁護士として活動する中で、一般の市民だけでなく、行政内部の方にとってもまだまだ弁護士に対して敷居が高いという意識があることを感じてきました。私が市の職員として活動することで、少しでも弁護士を身近な存在と感じていただけるようになればと考えております。

岩手県山田町



永田 毅浩(ながた たけひろ)(日本弁護士連合会から)

- ◆派遣期間 平成25年9月1日～平成27年8月31日 ◆現任地：竹本法律事務所(東京都)
- ◆配属先：法務専門監 ◆所属：第一東京弁護士会(9月1日から岩手弁護士会)

私は、震災があった年のゴールデンウィークに仙台の避難所にて法律相談を行い、それがきっかけで被災者支援に携わるようになりました。これまで、都内避難者向けの説明会・相談会、原子力損害賠償支援機構の巡回相談業務、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立代理業務などを通じて、被災者支援を行って参りました。

私がこれまで行ってきた被災者支援は原子力損害賠償に関するものであり、高台移転は経験がない業務になりますが、被災者支援という目標は一つです。仙台の避難所で感じたことを忘れずに、日々精一杯仕事をし参ります。

◆派遣実績(日本弁護士連合会・法テラス・法務省による連携)

- 宮城県東松島市 佐藤 隆信弁護士(元法テラス佐渡) 平成25年4月～
 - ◆職務内容 自治体内各部署の職員からの様々な相談に対応
- 原子力損害賠償紛争解決センター 林 雅子弁護士(元法テラス東京) 平成25年5月～
 - ◆職務内容 原発ADRの調査
- 宮城県石巻市 野村 裕弁護士(日本弁護士連合会から) 平成25年5月～
 - ◆職務内容 復興事業に伴う不動産権利関係の問題ほか市役所内各部署からの様々な相談に対応
- 福島県相馬市 高橋 厚至郎弁護士(元法テラス中津川) 平成25年6月～
 - ◆職務内容 高台移転に係る土地の権利関係の問題解決、復興施策の法的妥当性や法令適合性などの検証

〈本件に関する問合せ先〉

日本弁護士連合会広報課 03-3580-9864
法テラス本部総務部広報室 050-3383-5348